

見 積 招 請

令和8年8月 13 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

1 件 名

令和7事業年度 財務諸表等製本業務

2 仕 様

仕様書に記載のとおり

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年9月 30 日まで

4 納品場所

〒220-0011

神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号(横浜三井ビルディング5F)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 経理部 経理課

5 見積書提出期限

令和8年 8 月 31 日(月)16 時まで(郵送又はメール必着)

※持参による提出は認めない。

6 見積書提出先・提出方法

下記担当者宛てに郵送(一般書留又は簡易書留に限る)もしくはメール添付で提出すること。

※見積書の提出及び内容に関する質疑応答は、メールで行う。

※見積書の押印は省略可とする。

【担当者】

〒220-0011

神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号(横浜三井ビルディング5F)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

経理部 経理課 古俣(E-mail:kiko_keiyaku@jehdra.go.jp)

【郵送の場合の注意点】

- ・封筒に「件名」と「見積書在中」と記載すること。
- ・担当者の名刺(もしくは連絡先※を記載した用紙)を同封すること。

【メール提出の場合の注意点】

- ・ファイル形式はPDFのみとする。
- ・メール署名がない場合は、本文に担当者の連絡先※を記載すること。
- ※…連絡先として必要な情報:部署、氏名、住所、メールアドレス、電話番号

7 仕様に関する問合せ先

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

経理部 経理課 古俣(E-mail:kiko_keiyaku@jehdra.go.jp)

※仕様に関する質問及び回答はメールで行う

8 見積書作成時の注意事項

様式は任意とする。

ただし、下記事項を満たさない場合は書類を無効とするので留意すること。

- ・提出日及び件名を記載すること。
- ・宛名は「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」とすること。
- ・1冊あたりの単価、数量、消費税及び合計金額が分かるように記載すること。
- ・納品場所への送料は単価に含めること。
- ・使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。

9 参加資格

国の機関から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間に該当しないこと。

10 請書作成の必要性 有

11 完了書作成の必要性 有

12 請求書作成の必要性 有

13 備 考

- ・見積の結果については、契約予定者にのみ翌営業日までに連絡する。

以 上

令和7事業年度 財務諸表等製本業務 仕様書

本仕様書は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が発注する「令和7事業年度 財務諸表等製本業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1 品 名 令和7事業年度 財務諸表

2 業務概要 本業務は、令和7事業年度財務諸表等の印刷、製本及び納品を行うものである。

3 仕 様 規格:A4サイズ

刷方:両面(墨一色)表紙4ページ、本文 164 ページ

【補足事項】

○PDF1～2枚目を表紙とする。

○両面印刷用として空白ページを挿入している。

○交付する PDF 形式の原稿には通しノンブルを付与済みであり、通しノンブルの作成は不要である。

紙質:本文 上質紙A4判 44.5kg

表紙 上質紙A4判 86.5kg

間に色上質紙(鶯4枚及び藤3枚)を使用

【補足事項】

○鶯4枚(PDF5～6枚目、107～108 枚目、153～154 枚目、159～160 枚目)

○藤3枚(PDF7～8枚目、51～52 枚目、89～90 枚目)

※紙質はグリーン購入法の基準を満たしていること。

・古紙配合率 70%以上であること。

・塗工量が両面で 30g/m²以下であること。

・再生利用しにくい加工が施されていないこと。

製本:無線綴じ

種類:オンデマンド印刷

見本:前年度の見本及び今回の印刷済み原稿は閲覧可能である。

印刷・製本に当たっては、前年度の見本に準拠すること。

閲覧を希望する場合は下記8へ問い合わせること。



納品部数:45 冊

4 納品場所 〒220-0011

神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号(横浜三井ビルディング 5F)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 経理部 経理課

※印刷物の納品方法は、直接持込み、宅配便又は郵送によるものとする。

5 原稿の交付 契約締結後、機構よりPDF形式の原稿を交付するので、指示により

版下を作成すること。なお、受注者による校正作業は不要とする。

印刷前に必ず最終稿を機構に提出し、了承を得てから印刷・製本を開始すること。

6 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで

7 その他 (1)やむを得ない事情により、仕様の変更が必要となった場合は、あらかじめ機構と協議すること。

(2)本業務を実施するにあたっては、常に機構と密に連絡を取り、その指示を受け業務を円滑に履行するものとする。

(3)本仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた場合は、その都度機構と協議し、その指示に従うものとする。

8 仕様に関する問合せ先 経理部 経理課 古俣(E-mail:kiko_keiyaku@jehdra.go.jp)

以 上